

設問 1

会社に対する債権を株式に交換する方法（いわゆる DES/Debt Equity Swap）¹

1 債権を現物出資する方法

募集事項において、現物出資をすることを定めることができる（199 条 1 項 3 号）。

もともと、現物出資をする場合には、原則として検査役の調査を受けなければならない（207 条 1 項）。
例外的に、以下の場合に検査役調査が免除される（207 条 9 項各号）。

- ㊦現物出資をする引受人に割り当てる株式が、発行済株式総数の 10 分の 1 を超えない場合（1 号）
- ㊧募集事項における現物出資財産の総額が 500 万円を超えない場合（2 号）
- ㊨募集事項における市場価格のある有価証券（上場株式等）の価額がその市場価格を超えない場合（3 号）
- ㊩目的財産の募集事項記載価額が相当であることにつき、弁護士・公認会計士・税理士・不動産鑑定士等の証明を受けた場合（4 号）
- ㊪会社に対するすでに弁済期が到来した金銭債権を、当該債権の帳簿価額を超えない価額で出資する場合（5 号）

2 出資の履行義務と会社に対する債権を相殺する方法

引受人は、出資履行義務と会社に対する債権とを相殺することができない（208 条 3 項）。

↓

会社の側から相殺すること、または会社と引受人との合意による相殺はできるか。

① 肯定説²

∵208 条 3 項の反対解釈。また、会社からの相殺を否定すると、引受人が無資力になった場合に、引受人からは出資の履行を受けられない一方、会社は債務を弁済しなければならないため、かえって会社財産が減少する（むしろ会社からの相殺を肯定した方が会社財産がプラスになる）。

② 否定説³

∵検査役調査（207 条）等の現物出資規制の脱法となる。

→現物出資の規制に従い行う限りで、会社からの相殺も認められる。

¹ テキスト 118 頁（省略版 101 頁）。

² 田中 490 頁，高橋ほか 296 頁，逐条解説(3)130 頁〔洲崎〕，大判明治 45 年 3 月 5 日民録 18 輯 161 頁。

³ 昭和 39 年 12 月 9 日民事甲第 3910 号民事局長通達。